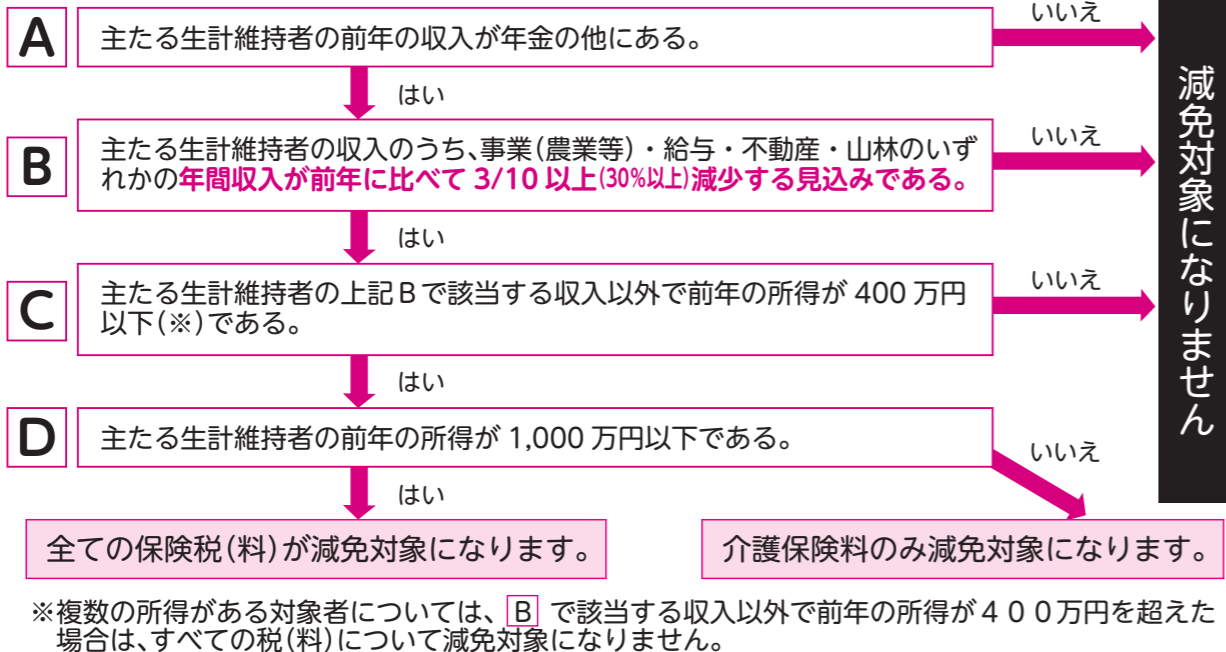


## 「国民健康保険」「後期高齢者医療保険」「介護保険(65歳以上)」の保険税(料)の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は申請すると保険税(料)が全部又は一部減免になりますので、下記のフローチャートでご確認ください。

### ①新型コロナウイルスの影響により、主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる場合

■年金収入のみの方は減免対象になりません。



### ②新型コロナウイルスに感染した場合 ■年金収入のみの方も対象になります。

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な病状となった方(国民健康保険は世帯)

全ての保険税(料)が全額免除対象になります。

#### ◆対象となる保険税(料)

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期にかかる保険税(料)

#### ◆申請に必要な書類

- 減免申請書⇒保険税(料)ごとに様式がありますので該当する申請書を提出してください。申請書様式は村のホームページからダウンロードできます。 ※ご希望の方には郵送しますので、税務課までご連絡ください。
- 収入証明⇒令和2年1月からの申請時点での帳簿や給与明細等の写し  
令和2年1月2日以降、村に住居登録をされた方は令和元年中の収入を証明するもの(確定申告書等)の写しも提出してください。

※以下は該当する場合必要になります。

- 医師の診断書(死亡、又は重篤な病状の場合)
- 保険金等支払通知、又は保険契約書の写し(保険金等で収入補てんがあった場合)
- 廃業届、退職証明書又は離職票の写し(廃業や失業した場合)

◆申請方法 窓口の混雑や感染症予防のため、申請書等は税務課まで郵送してください。  
(郵送先 〒981-3692 大衡村大衡字平林62番地 大衡村役場税務課)

減免に該当すると思われる方は、申請手続き前に問い合わせください。

◆申請期限 令和3年3月31日(水)

◆減免決定後の注意点 減免は、「申請日時点で令和2年の収入が前年より3割以上減少する見込みであること」を予測して決定しており、最終的な確定ではありません。過大に減少を見込んだことが明らかな場合等は、決定した減免の全部、又は一部を取り消すことがあります。

◆問い合わせ先 税務課 ☎341-8513



## 新型コロナウイルス感染症対策事業について



村では、新型コロナウイルス感染症に関連した各種支援対策を実施しています。詳しくは担当課まで問い合わせください。

### ○地域産業継続支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少している事業者に対し、事業継続支援の目的で支援金を支給します。

- 支給額 1事業者あたり20万円
- 申請期限 10月30日(金)

#### 3. 対象者

- (以下の要件をすべて満たす必要があります。)
- 令和2年2月1日現在、村内で事業所等を開業していること。
  - 大企業及びみなし大企業を除く、営利目的事業者であること。
  - 既に、村で実施している融資補償料補給金(上限50万円)、コロナ拡大防止協力金(40万円)、地域商業支援金(20万円)の交付を受けていないこと。
  - コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月から6月までの売上高が前年同月と比較してひと月でも20%以上減少していること。
  - 農業、林業事業者でないこと。(農地所有適格法人は除く。)

◆問い合わせ先 産業振興課  
☎341-8514

### ○農産物出荷促進支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により、産直等での販売減少に伴う減収を補うため、農業者の農産物等の出荷に対する負担軽減を目的に支援金を支給します。

- 支給額 出荷に要する販売手数料相当額
- 申請期限

- 令和2年2月から6月までの出荷分  
10月30日(金)
  - 令和2年7月から12月までの出荷分  
令和3年1月29日(金)
- #### 3. 対象者
- (以下の要件をすべて満たす必要があります。)
- 令和2年2月1日現在、村内に住居登録している方、又は農地所有適格法人。
  - 村内で生産、加工した農産物等(野菜、果樹、花き、加工食品等で米、大豆及び麦は除く。)を産直等に出荷していること。
  - 出荷した際、販売手数料を支払っていること。

◆問い合わせ先 産業振興課  
☎341-8514

### ○畜産経営継続緊急支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により、外食需要の減退による枝肉及び子牛価格の下落低迷に伴い、肥育・繁殖農家の経営継続を目的に予算の範囲内で支援金を支給します。

- 支給額 肥育牛1頭あたり10,000円  
繁殖牛1頭あたり 5,000円
- 申請期限 9月30日(水)

#### 3. 対象者

- (以下の要件をすべて満たす必要があります。)
- 令和2年6月30日現在、村内に住居を有する肥育・繁殖牛農家(乳用種、交雑種を除く。)で、新みやぎ農業協同組合あさひな和牛改良組合大衡支部に報告済みの頭数。
  - 引き続き経営継続の意思があること。

◆問い合わせ先 産業振興課  
☎341-8514

### ○臨時特別出産祝金

新型コロナウイルス感染症の影響による、子育て世帯の経済的な負担や心身への負担を緩和するため、国の特別定額給付金の支給対象とならない令和2年4月28日以降に生まれたお子さんの保護者を対象に、子育てに要する費用を支援するため支給します。

- 支給額 対象児一人につき10万円

#### 2. 対象者

令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれたお子さんの保護者

◆問い合わせ先 健康福祉課  
☎345-0253

